

八戸工業大学外部評価委員会規程

令和元年12月19日 制定（自己点検・評価運営委員会）

令和7年 6月19日 改定（自己点検・評価運営委員会）

（目的）

第1条 この規程は、八戸工業大学自己点検・評価取扱要綱第5条第3項に基づき、八戸工業大学外部評価委員会（以下、「委員会」という。）の組織および運営について、必要な事項を定める。

（業務）

第2条 委員会は、評価項目に関する自己点検の報告を受け、本学の教育研究水準の向上および組織ならびに運営活性化に資するための提言を行う。

（評価項目）

第3条 八戸工業大学自己点検・評価運営委員会（以下、「運営委員会」という。）は評価項目を学長に提案し、学長が決定する。

（組織の構成）

第4条 委員会委員は、学校法人八戸工業大学の役員および教職員ではない、次の各号に掲げる者から学長が選考し、委嘱する。

一 大学等の教育機関の教員

二 八戸工業大学の所在する地域の関係者

三 前各号に定める者以外に、大学に関して広くかつ高い見識を有する者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員の中から学長が指名する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 委員会には、学校法人八戸工業大学の役員及び教職員より、点検・評価に責任を持つ専任教職員が必要に応じて陪席する。

（委員会の運営）

第5条 委員会は、学長の要請を受けたとき、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の委員会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員長は、議長となる。

4 委員長は、評価の結果および改善を求める提言事項を外部評価報告書にまとめ、学長に提出する。

(守秘義務)

第6条 委員は外部評価に関わる業務を遂行するにあたり知り得た事項について、これを第三者に漏洩してはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、八戸工業大学社会連携・研究推進部が行う。

(既定の改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営委員会において、決定する。

附 則

この規程は、令和元年12月19日から施行する。

この規程は、令和4年1月27日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。